

# さくら指定短期入所生活介護重要事項説明書

## 1 事業の目的と運営の方針

事業者は利用者の人権を尊重し、可能な限り自宅での生活が継続できるよう食事、入浴、排泄等の援助及び、日常生活の活性化を図りながら、身体的、精神的に適切な介護サービスを提供します。

## 2 事業所の概要

事業所名	さくら指定短期入所生活介護事業所	
所在地	岩手県奥州市胆沢小山字道場 251 番	
代表者名	理事長 土田 則昭	
開所年月日	平成27年12月20日	
指定番号	0371500893	
指定年月日	平成27年12月20日	
利用定員	10人（介護予防含み）	
職員体制	管理者（施設長）	1人（兼務）
	医師（嘱託）	1人
	生活相談員	1人（兼務）
	介護支援専門員	1人
	介護職員	14人以上
	看護職員	4人
	管理栄養士	1人

居 室                      全室個室

## 3 職務

- (1) 管理者は、事業所職員の管理、業務実施状況の把握、その他管理を統括し、必要な業務を職員に指揮監督をします。
- (2) 生活相談員は、利用者の心身の状況の把握に努め、必要に応じて関係機関等と連絡調整に係る業務に従事します。
- (3) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立援助及び日常生活の充実に資するよう食事、入浴、清拭、排泄、離床、着替え等の介護業務に従事します。
- (4) 看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、健康保持のために適切な措置並びに保健衛生管理並び、必要な生活機能の維持のための機能訓練の援助業務に従事します。
- (5) 機能訓練指導員は、利用者の心身状況等を踏まえ日常生活を営むのに、必要な機能訓練とその減退を防止するための機能訓練業務に従事します。
- (6) 栄養士は、利用者の身体状況並びに栄養量や嗜好等を考慮した献立、栄養指導、

衛生管理等の給食全般の業務に従事します。

(7) そのほか、他の業務に属さない防災関連業務、車両管理関連業務、施設内外の環境整備等の業務にもあたります。

4 介護支援専門員またはご本人が立てたケアプランに基づいて利用開始となります。

(1) ありのままで暮らせる住まい等を提供します。

- ・ 毎日の暮らしは顔馴染みの利用者や職員がいつも身近にいて、居室から一歩出ると語らう場があります。

(2) 家庭的な食事を提供します。

- ・ 食事は通常食堂で食べていただきます。
- ・ 朝食：午前8時～ 昼食：正午～ 夕食：午後5時～

(3) ゆったり安心できる入浴を提供します。

- ・ 浴槽は個浴槽、特殊浴槽を設置しております。
- ・ 利用される方の身体状況等に応じて、家庭と同じ浴槽からリフトを使つての浴槽、寝たままでする浴槽で入浴することができます。

(4) プライバシーを守り、個別に排泄ケアをします。

- ・ 利用される方の身体状況、生活習慣に合わせて個別にケアをします。

(5) 家族の面会は居室等で自由に行えます。(午前9時～午後6時)

- ・ 施設に入る際は玄関にて、うがいと手洗いをお願いします。
- ・ 面会簿へのご記入をお願いします。
- ・ 食べ物の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ インフルエンザ等で感染防止のため、面会を制限することもあります。
- ・ ペットの持ち込みはお断りします。
- ・ 宗教活動、政治活動等をご遠慮ください。

(6) 行事や外出は、ご利用されている方と相談して決定します。

(7) 外出・一時帰宅・通院

- ・ 外出及び一時帰宅は自由ですが、前日までに「外出届」にて予定時間及び連絡先等をお知らせください。
- ・ 通院、外出はご家族に行ってください。
- ・ 診療代、薬代については、ご家族にお支払いをお願いします。

(立替え払いはしません)

(8) 貴重品、所持品について

- ・ 貴重品など大切なものは、原則として持ち込みを禁止とします。
- ・ すべての持ち物や衣類等に油性ペンでの名前の記入をお願いします。
- ・ 季節毎の衣類交換はご家族に行ってください。
- ・ 衣類の洗濯はクリーニング業者に依頼します。

(9) 事前に用意するもの

- ・ 歯ブラシ、ねり歯磨き、コップ、入れ歯を入れる容器とポリデント、小タオル2枚、バスタオル2枚、くし、衣類上下、パジャマ2組、肌着上下3組、靴下2足、シューズ(上履き、下履き)、ゴミ箱、処方薬 など

- (10) 相談・要望はいつでもお受けします。
- ・利用者やご家族からのご要望や、お気づきの点等は、遠慮なくお申し出ください。内容についての秘密は固く守ります。

## 5 サービス内容

- ・食事 栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・入浴 週2回以上行います。寝たきりのご利用者でも安心して入浴することができます。
- ・介護内容 着替え、排泄、オムツ交換、移動、食事、体位交換、整容などの介助を行います。
- ・機能訓練 施設内で可能な限りリハビリを行います。
- ・健康管理 ご本人の状態を観察しながら健康管理を行います。
- ・その他 心配、悩みなどのご相談に応じます。

## 6 利用料金

### (1) 生活介護費（自己負担額1割で1日利用の場合）

#### 併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）

要介護1	704円
要介護2	772円
要介護3	847円
要介護4	918円
要介護5	987円

### 生活介護費（自己負担額2割で1日利用の場合）

要介護1	1,408円
要介護2	1,544円
要介護3	1,694円
要介護4	1,836円
要介護5	1,974円

### 生活介護費（自己負担額3割で1日利用の場合）

要介護1	2,112円
要介護2	2,316円
要介護3	2,541円
要介護4	2,754円
要介護5	2,961円

### 各種加算（1日当たり1割の場合）

- ・送迎(片道) 1回184円（送迎対応時間 午前9時～午後4時）
- ・短期生活夜勤職員配置加算Ⅱロ 18円
- ・短期生活療養食加算ハ 8円
- ・短期生活サービス提供体制加算Ⅲ 6円

- ・短期生活看護体制加算Ⅰ 4円
- ・短期生活看護体制加算Ⅱ 8円
- ・短期生活処遇改善加算Ⅱ

#### 各種加算（1日当たり2割の場合）

- ・送迎(片道) 1回 368円（送迎対応時間 午前9時～午後4時）
- ・短期生活夜勤職員配置加算Ⅱロ 36円
- ・短期生活療養食加算ハ 16円
- ・短期生活サービス提供体制加算Ⅲ 12円
- ・短期生活看護体制加算Ⅰ 8円
- ・短期生活看護体制加算Ⅱ 16円
- ・短期生活処遇改善加算Ⅱ

#### 各種加算（1日当たり3割の場合）

- ・送迎(片道) 1回 552円（送迎対応時間 午前9時～午後4時）
- ・短期生活夜勤職員配置加算Ⅱロ 54円
- ・短期生活療養食加算ハ 24円
- ・短期生活サービス提供体制加算Ⅲ 18円
- ・短期生活看護体制加算Ⅰ 12円
- ・短期生活看護体制加算Ⅱ 24円
- ・短期生活処遇改善加算Ⅱ

## (2) 介護保険対象外サービス料金

### 併設型ユニット型介護短期入所生活

居住費	… 1日	2,066円
食費	… 1日	1,445円
おやつ	… 1回	100円

（・朝食481円・昼食482円・夕食482円）

その他ご利用者に準備または負担いただくもの  
上履きシューズ、理髪、病院受診代など  
（立替え払いはしません）

## 7 利用料金のお支払い方法

利用料金は1カ月ごとに計算し、サービス提供の翌月15日までにご請求いたしますので、翌月27日までに預貯金口座(ゆうちょ銀行、岩手ふるさと農業協同組合、水沢信用金庫等)から自動引き落と等しによりお支払いいただきます。お支払を確認しましたら、領収書を発行します。

## 8 利用日を変更したり追加する場合

利用日を変更したい、日数を増やしたい場合等ご相談に応じますが、ケアプランの作成を事業所に依頼している時は、あらかじめ介護支援専門員とのご相談をお勧めします。

## 9 秘密・個人情報

事業者及び事業者の関係者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報を第三者に漏らしません。しかし、必要により他の事業者に提出する場合は、必ず利用者または家族の同意を得たうえで提供することもあります。

## 10 勤務体制

利用者に対し適切な施設サービスを提供するため、早出、平常、遅出、夜勤職員の勤務時間を定め、月ごとに勤務表を作成します。

## 11 非常災害対策

- (1) 当事業所は、消防法に基づき防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害非常時に備えて必要な設備を設けています。
- (2) 事業所は、消防法に基づき非常災害等に対して具体的な消防計画を作成し、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を、年2回以上実施するものとします。
- (3) 利用者は、健康上または防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、事業所内及び勤務職員に事態の発生を知らせるものとします。

## 12 事故発生時の対応と損害賠償

- (1) 利用者に対して介護サービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに市町村に報告するなど必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対して介護サービスの提供により事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を保償します。ただし、利用者の故意又は過失等が認められた場合には、利用者のおかれた心身の状況等を勘案して、減額をするのが相当と認められる場合は、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

## 13 身体拘束

- (1) 当施設では、原則、利用者の行動・動きを制限することや体をしばったりする身体拘束は行いません。これは利用者の人権を尊重し自由に生活と行動をしていただくこととあります。
- (2) 安全と事故防止に最善の努力をしますが、1人対1人の介護でないためケガや事故等が起こり得ることがありますがご理解いただけますか。

はい     いいえ

- (3) サービスの提供にあたって、利用者様や他の利用者様の安全が確保出来ないと判断した場や緊急時等、やむを得ず行動を制限することもあるかもしれません。その場合は速やかに報告します。

## 14 利用者の制限及び禁止等

- (1) 飲酒、喫煙は指定された場所とします。また、事故防止のため原則としてお酒・たばこはお預かりいたします。
- (2) 利用者が他の利用者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は禁止します。

## 15 相談、要望、苦情

サービスについて、利用者やそのご家族からの相談・要望・苦情に対しては、相談窓口を設けております。次の窓口で対応します。

(1) 苦情受付窓口	担 当	生活相談員	千田直生
受付時間	月～金曜日	8：30～17:00	
電話	0197-47-6100	F A X	0197-47-6101

(2)行政機関、その他の苦情受付機関

- ・胆沢総合支所健康福祉グループ（健康増進プラザ悠悠館内）
 

受付時間	月～金曜日	8：30～17：00	
電話	0197-46-2977	F A X	0197-46-3105
- ・岩手県福祉サービス運営適正化委員会（ふれあいランド岩手内）
 

電話	019-637-8871	F A X	019-637-4255
----	--------------	-------	--------------
- ・岩手県国民健康保険団体連合会
 

受付時間	月～金曜日	9：00～12：00	13：00～17：00
電話	019-604-6700	F A X	019-604-6701

(3)幸生会 第三者委員

社会福祉法人 幸生会 が提供する介護サービスに関する苦情に対し、適切な解決を図るため第三者委員を設置しております。

苦情は第三者委員に直接お話ししても受け付けます。

第三者委員	若槻紅紀	胆沢小山	電話	47-0626
	佐々木由美子	胆沢小山	電話	47-0469
	佐々木清一	胆沢小山	電話	47-0269
苦情解決責任者	土田則昭	さくら施設長	電話	47-6100

16 サービス提供の終了

- (1)退所を希望される場合は、退所を希望する日の前日までにお申し出下さい。
- (2)本人死亡又は要介護認定で非該当と判定された場合
- (3)ご契約者が、契約凍結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) サービスの利用料金の変更に同意できない場合

17 虐待と思われる場合の通報

当施設では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる身体状況等を発見した場合は、法令の定めるところにより奥州市に通報します。

18 支払遅延等

利用者が、サービス利用料金の支払い期日より1カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、遅延損害金として年14.6%加算していただきます。

## 19 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

連絡先

ご家族氏名①

電話

ご家族氏名②

電話

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 7年 月 日

事業者	社会福祉法人幸生会	
所在地	岩手県奥州市胆沢小山字道場 251 番	
事業所	さくら指定短期入所生活介護事業所	
説明者	氏名	印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所介護についての重要事項について説明をうけ、サービスの提供開始について同意します。また、サービス担当者会議において、居宅サービス事業者、介護保険施設等の関係人に、利用者及び当家族の必要な情報を提示することに同意いたします。

利用者	住所	
	氏名	印

親族・姻族代表者又は代理人	住所	
	氏名	印